

令和5年8月30日

多摩市長 阿部裕行 殿

多摩市国民健康保険運営協議会
会長 下井直毅



多摩市国民健康保険税の産前産後期間の減免措置の新設について（答申）

本協議会は、令和5年8月21日付5多健保第955号をもって市長から諮問のあった「多摩市国民健康保険税の産前産後期間の減免措置の新設について」について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 改正の内容について

出産予定の国民健康保険被保険者または出産した被保険者の保険税を出産予定日の前月から出産予定日の翌々月までの4か月間、双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間にかかる所得割額と均等割額を減免する。

2 実施時期について

令和6年1月1日。